

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

聖籠町長 西脇 道夫

市町村名 (市町村コード)	聖籠町 (15307)
地域名 (地域内農業集落名)	聖籠町 (道賀新田、丸潟、真野桃山山倉、大夫諏訪山、三賀用水、蓮野逆川、大夫興野藤寄、蓮潟、亀代) (四ツ屋・道賀新田・上大谷内・丸潟・真野・桃山・山倉・中ノ橋・山諏訪山・本諏訪山・山大夫・本大夫・山三賀・本三賀・二本松・蓮野・杉谷内・甚兵衛橋・別條・外畑・正庵・大夫興野・藤寄・蓮潟・蓮潟新田・苔沼・網代浜・亀塚・次第浜)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月25日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・機械や資材費の高騰などによって、新規参入のハードルが上がっているため、サポートできるような体制づくりが課題であると同時に、近年の人材不足による雇用面の課題解決や後継者を含めた地区耕作者育成のため、法人・個人問わず人材育成体制の整備等が必要となる。(道賀新田、真野桃山山倉、蓮野逆川) ・基盤整備後から15年程経過し、それまでの間、地域農業の将来の在り方について継続的な話し合いを行っておらず、地区の合意形成が取れていない。(道賀新田) ・若手や法人への農地集積においては、圃場の分散がハードルとなっている。(道賀新田) ・スマート農業を導入するには、技術的な研修や訓練が必要である。(道賀新田) ・水稲中心の農家が多く、コメの需要低迷や米価の下落などがあり、水稲だけでは経営が難しくなっているが、圃場条件的に園芸作物や大豆等の転換作物の導入はハードルが高い。(丸潟) ・水稲栽培を効率的に行うには大規模化、機械化が必要だが、設備投資には多額の費用が掛かり、それが経営を圧迫することになってしまう。(丸潟) ・基盤整備が終わり、ある程度ほ場の大区画化も行われている。それらの集落内法人への集積も進んでいるが、新規に就農を目指す人には向いていない。新規就農者の受け入れに対応できるような小規模な農地も残していく必要がある。(丸潟) ・個人で農業を続けたいと考えている人も地区内にはいる。小規模農地で儲ける農業が実現できる手法が必要。(丸潟) ・畑や樹園地は、点在しているため集約が困難である上、受け手の内情にあった農地でなければ受け入れが難しい。(真野桃山山倉、三賀用水) ・耕作放棄地の解消や荒廃農地の再生利用が必要である。(真野桃山山倉) ・担い手への農地の集積・集約やスマート農業の導入拡大のため、ほ場整備を早急に行う必要がある。(真野桃山山倉) ・農業者の高齢化が進んでおり、農業機械の故障等を契機にリタイアする人が多い。(真野桃山山倉) ・高齢化、後継者不足が進んでおり、将来の担い手不足が懸念される。(大夫諏訪山、三賀用水、大夫興野藤寄、蓮潟) ・基盤整備がされていない現在の農地では、大型機械での作業が必要となる飼料作物等の導入や規模拡大は難しい。(大夫諏訪山) ・設備投資の面も考慮すると、今すぐ農地を受け入れることは現実的に難しい。(大夫諏訪山) ・本地区は昭和30年代に整備した10a区画で、土水路で農地は湿田が多い。農道も狭いため大型農業機械の耕作に支障を来している状態であり、営農条件が整っているとは言えない。また、用排水路の法面崩壊や排水機能の低下が著しく、典型的な水稲単作農家が多いため、基盤整備事業の実施によって農地利用集積率の向上を図り、生産組織による大型機械化と省力化による稲作を確立して生産効率性の向上及びコスト低減を図る。(三賀用水) ・基盤整備に伴う設立予定の新規法人については、園芸施策の実施も考えなければならない中、水稲のみに特化した法人にするかどうか考える必要がある。(三賀用水) ・既存法人の農地受け入れについても余裕がなくなってきた。(三賀用水) ・耕作者が高齢化していく中で、新たな設備投資を実施することが困難な状況であるが、10年後に向けて新規参入者の受入体制や用排水をはじめとした農業施設の整備を行う必要がある。(三賀用水) ・中心経営体が樹園地を引き継ぐ際に条件が悪いことが多い。出し手はあっせんする前に樹園地の防除暦や管理歴等を農業委員会に示す必要がある。また、急に耕作を辞める方が多く、受け手も準備が必要なため、農地が荒廃前に意思表示をもらう必要がある。(蓮野逆川) ・今後の利用意向が不明な農地については、荒廃農地発生防止のために意向の早期確認が必要となってくる。(蓮野逆川) ・土地の高低が大きい上、畑かんの位置が浅く、大型機械が入れないので、大規模化が困難。(大夫興野藤寄) ・隣接地域との入作出作があるため、農地の交換を進める必要がある。(大夫興野藤寄) ・狭小な圃場や形の悪い圃場が残存している。(大夫興野藤寄) ・減少する担い手に対応するため、中心的な担い手の大規模化や農地集積が必要。(蓮潟) ・場所によっては水田の区画が狭い(1反区画)場所がある。(亀代) ・ビニール水田のエリアと自然用水のエリアとが混在しており、農地集約の障壁となっている。(亀代) ・ビニール水田のエリアは畔を抜けないので、集約しても省力化が難しい。(亀代) ・本地区の農地の大半を管轄する土地改良区が町外であるため、日々の管理に対する連絡等のやり取りが大変である。(亀代) ・本地区は市町界に接している農地が多く、各市町の耕作者同士で意向を共有することが難しい。(亀代)

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・水稲中心の作付から、大豆や麦等の転作作物や園芸作物への転換を図ることで所得の向上を目指す。(道賀新田、真野桃山山倉、大夫興野藤寄、亀代) ・農業分野における環境負荷低減を図るため、有機農業等の導入も検討する。(道賀新田、大夫諏訪山) ・農作業の効率化を図るためにドローンやAI等を用いたスマート農業の活用を検討・推進する。(丸潟、真野桃山山倉、大夫興野藤寄、亀代) ・主食用米中心の作付から、加工用米等の非主食用米への転換を図る。(丸潟) ・米中心の作付けから野菜、果樹等への転換を図ることで、所得の向上を目指す。(大夫諏訪山) ・安全安心の消費者ニーズを踏まえた品質の高度化に努め、直播栽培、特別栽培米や有機栽培米への転換を図るとともに、収益性の向上を図るため、高収益作物の2割作付けを目指す。(三賀用水、蓮野逆川、蓮潟) ・さくらんぼやぶどう、梨などの主要な果樹については、消費者ニーズを踏まえた品種選定や、品質のさらなる高度化に努めると共に、AI等の活用といったスマート農業の導入による省力化を図る。(三賀用水、蓮野逆川) ・入作農家が耕作している農地に関しては農地の交換等を行い、将来的には全ての農地を地区内の農業者で耕作することを目指す。(三賀用水、蓮野逆川) ・新規立ち上げ予定の法人を含む複数の法人に集約化を進めつつ、集落機能を生かし、営農意欲のある若い人材を育成することで本地域の農業振興を図る。(三賀用水、蓮潟)
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,176.75 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,176.75 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びそれに隣接する担い手が耕作する農地を農業上の利用が行われる区域とする。
--

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積・集約化の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区内の担い手や新規就農者や就農希望者を中心に農地の集積・集約を図る。(道賀新田、丸潟、真野桃山山倉、亀代) ・既存の中心経営体や新規立ち上げ予定の法人へ農地の集積・集約を図る。(三賀用水、蓮潟) ・地区内の2中心経営体や新規就農者、若手農家への集積・集約を図る。(蓮野逆川) ・認定農業者や認定新規就農者を中心に農地の集積・集約化を進める。(大夫諏訪山) ・地区内の法人を中心に農地の集積・集約を図る。(大夫興野藤寄)
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来の経営農地の集積・集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手に関わらず、原則として農地を機構に貸し付けていく。(道賀新田、真野桃山山倉、大夫諏訪山、大夫興野藤寄) ・地区内の水田については、基盤整備事業の採択要件に伴い、ほぼ全て機構へ貸し付けている。その他の農地についても、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手に関わらず、原則として農地を機構に貸し付けていく。(丸潟、三賀用水、蓮潟) ・農業委員会・町と連携し、営農の継続が困難となった方のあっせんや農地バンクを活用しながら、中心経営体への貸付を推進する。(蓮野逆川) ・農地の集約を進めるため、相対での貸借から農地中間管理機構を通した貸借への移行を推進していく。(亀代)
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本地区の基盤整備については、既に実施済み。(道賀新田、丸潟) ・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。(真野桃山山倉、大夫諏訪山、大夫興野藤寄) ・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、基盤整備事業が予定されている。(三賀用水：約78.9ha、蓮野逆川第1地区：約40ha、蓮潟地区：約226.1ha) ・現在、本地区での基盤整備計画は無いが、将来的な農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、土地改良区を含め基盤整備事業について検討していく。(亀代)
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人における雇用就農の枠組みを整えることで、農業参入のハードルを下げ、地域内外を問わず、地域農業を支える農業者の確保・育成に努める。(道賀新田、真野桃山山倉、大夫諏訪山、大夫興野藤寄、亀代) ・新規就農者が参入しやすいよう、法人等への大規模な農地の集積・集約のみでなく、小規模な営農も維持できるよう助成制度の積極的な活用を検討していく。(丸潟) ・町及びJAと連携し、経営規模を拡大して今後の経営改善を図る意欲的な経営体を地域全体で積極的に支援する。(三賀用水、蓮潟) ・地域内を中心に多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手を育成していくため、町及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。(蓮野逆川)
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業の効率化を図るため、委託の可能な農作業については、サービス事業者への委託を検討する。(道賀新田、丸潟、真野桃山山倉、大夫諏訪山、蓮野逆川、大夫興野藤寄、亀代) ・農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を推進することにし、農作業受委託組織と連携を密にして、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。(三賀用水、蓮潟)

